

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

事前協議等の手引き

事業区域の面積が 1 ヘクタール以上で大規模な太陽光発電設備に該当しない場合

本市の環境と調和のとれた大規模な太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、生活環境、景観その他の自然環境の維持を図り、本市の環境の保全に寄与するため、「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しました。(平成30年6月22日から施行)

#### 《経緯》

	対象事業		施行日
	許可制	事前協議、準用近隣住民等への説明会等の手続が必要	
制定	25ha以上	—	H30.6.22
一部改正	25ha以上	1ha以上 25ha未満	R2.3.2
一部改正	25ha以上又は地域森林計画 対象民有林の面積が1ha以上	1ha以上(許可制の対象除く。)	R3.6.23

#### 《用語の説明》

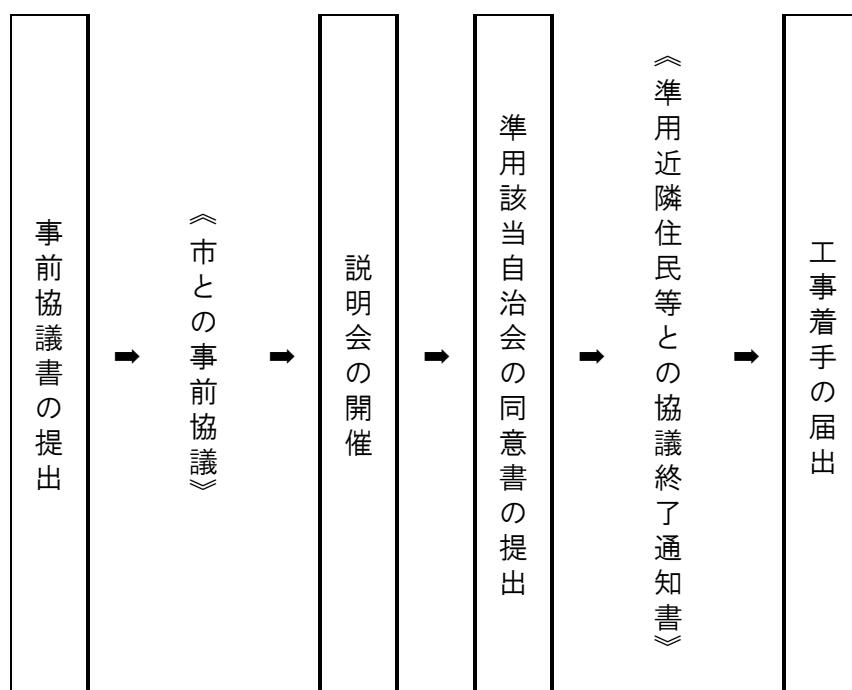
太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするもの（太陽光発電設備に附属する管理施設及び変電設備を含む。）をいう。
事業区域	電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）を行う土地（緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。この場合において、近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。
準用事業	電気事業の用に供する太陽光発電設備（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）を設置する事業（その事業区域の面積が1ヘクタール以上で大規模な太陽光発電設備に該当しないものに限る。）
準用事業者	準用事業を計画し、これを実施する者をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
工事施工者	準用事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
準用近隣住民	太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者をいう。
準用該当自治会	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、準用近隣住民が属するものをいう。

## 1 概要

市内全域において、事業区域の面積が1ヘクタール以上の太陽光発電設備（大規模な太陽光発電設備に該当しないものに限る。）を設置する事業を行うには、条例第8条から第10条まで、第14条、第27条第2項、第28条から第31条までの規定が準用され、事前協議や準用近隣住民等への説明会等の手続が必要となります。

必要な手続	事前協議や準用近隣住民等への説明会等の手続 (条例第8条から第10条まで、第14条、第27条第2項、第28条から第31条までの規定の準用)
対象事業	太陽光発電設備を設置する事業
対象規模	事業区域の面積が1ヘクタール以上（大規模な太陽光発電設備に該当しないものに限る。） なお、近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。
対象地域	市内全域

## 2 主な手続の流れ

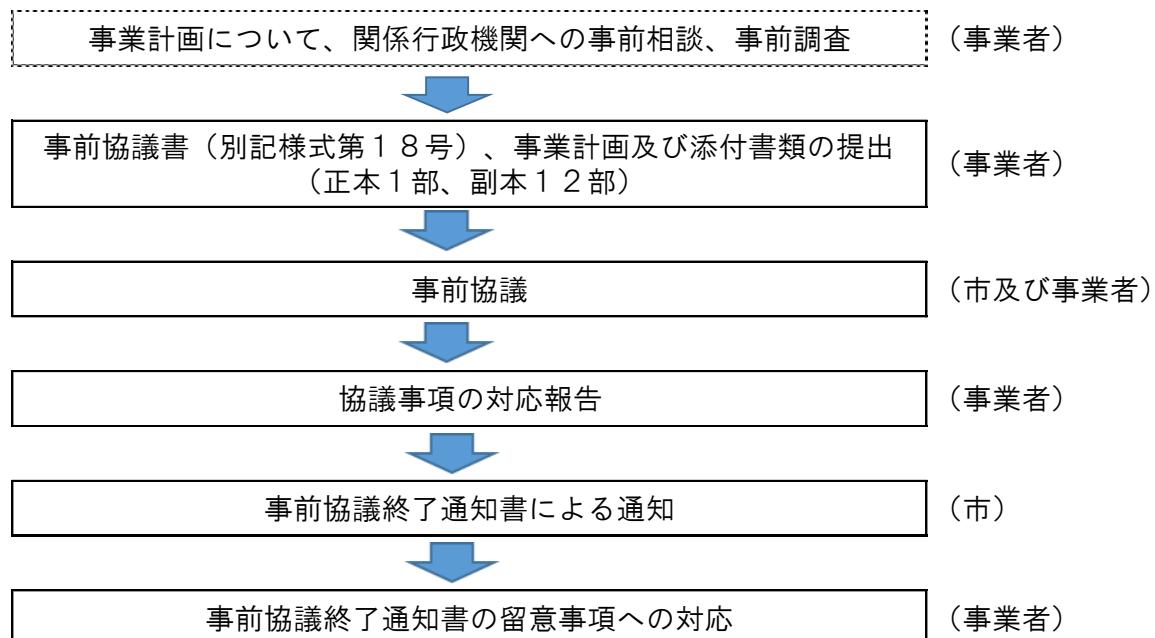


### 3 事前協議の手続

準用事業には様々な法律、条例（以下「関係法令」）が関与します。協議を実施する中で、関係法令及びそれに基づく手続を明らかにします。

また、事前協議終了の際には、修正点等を留意事項として示す場合がありますので、準用近隣住民及び準用該当自治会の区域に居住する者（以下「準用近隣住民等」）との協議結果等も踏まえ、準用事業者自らの責任において留意事項に対応するよう努めなければなりません。

#### （1）事前協議手続の流れ



#### （2）事業計画に記載する事項

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）
- ② 事業区域の所在及び面積
- ③ 工事施行者の氏名及び住所
- ④ 事業の完了時における土地の形状
- ⑤ 太陽光発電設備を設置する位置
- ⑥ 設置する太陽光発電設備の構造
- ⑦ 事業の期間及び工程

- ⑧ 設置する太陽光発電設備の最大出力
- ⑨ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- ⑩ 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- ⑪ 景観の保全の方策
- ⑫ 自然環境の保全の方策
- ⑬ 上記⑪⑫のほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置
- ⑭ 事業の実施に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画及び状況
- ⑮ 事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理の計画

### (3) 事前協議書、事業計画に添付する書類

①	<p><b>準用事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準用事業者が個人の場合、その住民票の写し（発行後3か月以内のもの）、法人の場合、その法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。</li> </ul>
②	<p><b>事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の土地に関する登記事項証明書、公図（いずれも発行後3か月以内のもの）、合成公図（公図を1枚に合成したもの）を添付してください。</li> <li>・所有者が準用事業者と異なる場合、準用事業者の土地使用の権原を証する書類を添付してください。</li> </ul>
③	<p><b>準用事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;準用事業者&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事に係る資金計画書</li> <li>・融資証明書または残高証明書</li> <li>・納税証明書（法人税、所得税）</li> </ul> </li> <li>&lt;工事施工者&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の許可証の写し</li> <li>・太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書</li> <li>・納税証明書（法人税、所得税）</li> <li>・準用事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書</li> </ul> </li> </ul>

	準用事業者及び工事施行者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類（書式については、環境政策課にお問い合わせください。）
④	<p>（条例第12条第2項）</p> <p>（3）和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等がその事業活動に関与しているとき。</p>
⑤	事業区域に係る土地の位置を示す図面
⑥	土地利用計画平面図
⑦	造成計画平面図及び断面図
⑧	排水計画平面図
⑨	擁壁の背面図及び断面図
⑩	排水流域図
⑪	事業区域及び排水先の現況写真
⑫	<p>太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備のパネルの仕様が分かる資料（カタログ等）、フレーム、架台、付属施設等の色彩が分かる資料を添付してください。</li> </ul>
⑬	<p>維持管理に係る計画書（別記様式第19号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備（変電設備等の付属施設を含む。）及び調整池等の災害を防止するための施設の点検計画（点検予定業者、点検頻度、点検内容）、事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記入してください。</li> </ul>
⑭	<p>立地環境に関する概要書（別記様式第20号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について、記入してください。</li> <li>・動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落の分布地域について、文献調査及び必要に応じ現地調査等を行い、調査方法及び調査結果を記入してください。</li> </ul>
⑮	環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第21条第2項に規定する評価書の副本

(16)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
	1 現況図
	2 がけの断面図
	3 防災工事計画平面図
	4 防災施設構造図
	5 FIT 法に基づく認定通知書の写し等
	6 完成予想図（フォトモンタージュ等）
	7 影響範囲予想図（反射光、騒音、振動等）
8 地域森林計画の対象となっている民有林の区域の位置図 (併せて当該区域の面積も示してください。)	

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
② 公図、合成公図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請区域を明示（朱枠）</li> <li>・地目、地積、所有者(申請地)</li> </ul>		発行後3か月以内
⑤ 事業区域に係る土地の位置を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・太陽光発電設備の位置及び区域</li> <li>・道路や目標となる土地及び施設(公共施設、河川等)</li> <li>・事業区域と既設消火栓、防火水槽等の消防水利施設の距離</li> </ul>	1/2500	都市計画図の白図
⑥ 土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称</li> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積</li> <li>・太陽光発電設備の位置、形状、寸法</li> <li>・変電設備の位置、形状、寸法</li> <li>・緩衝帯の位置、形状、寸法</li> <li>・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法</li> <li>・事業区域に接する道路の幅員及び形状</li> <li>・送電に係る電柱の位置</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	1/1500以上	

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
⑦造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・事業区域の境界線</li> <li>・切土、盛土の施工範囲及び杭の設置位置</li> <li>・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置</li> <li>・がけ又は擁壁の位置及び形状寸法</li> <li>・排水施設の位置、流下方向</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	1/1500 以上	・断面図と照合できるように記号等を付すること。
造成計画断面図 (縦横断図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工前後の地盤面</li> <li>・盛土、切土の範囲、高さ及び勾配</li> <li>・擁壁の形状及び高さ</li> <li>・排水施設の位置</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	縦断図 1/200 以上  横断図 1/1500 以上	・造成を行わない場合は、その旨を表示すること。
⑧排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・事業区域の境界線</li> <li>・排水区域の区域界</li> <li>・施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先の名称、位置、形状、管理者</li> <li>・調整池の位置、オリフィスの形状及び調整容量</li> </ul>	1/1500 以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示すること。
⑨擁壁の背面図 及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上	
⑩太陽光発電設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・変電設備の形状、高さ、寸法</li> </ul>	1/50 以上	太陽光発電設備のカタログ等を添付すること。
透視図 (着色したもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び架台等の色彩</li> <li>・事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩</li> </ul>	1/300 以上	

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
⑯1 現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地形（等高線は2mの標高差を示すもの）、地盤高</li> <li>・事業区域の境界線</li> <li>・既存建築物及び擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>・樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況</li> </ul>	1/1500 以上	区域内だけではなく、隣接する周辺状況が分かるように記載すること。（特に水路や里道等がある場合は、その対面側の状況まで記載必要）
⑯2 がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの高さ、勾配及び土質</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面及びがけ面の保護の方法</li> <li>・法面の小段の位置、形状及び排水方法</li> </ul>	1/50 以上	現況及び計画高を記入する。 土質試験結果を示す書類等の添付が必要な場合がある。 勾配は1:1.0等と表示する。
⑯3 防災工事計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・等高線</li> <li>・仮設道路の計画線</li> <li>・段切位置</li> <li>・ヘドロ除去位置・除去深さ</li> <li>・防災施設の位置・形状・寸法及び名称</li> <li>・土砂流出防止のための流土計画</li> <li>・工事中の雨水排水経路</li> <li>・防災措置時期及び期間</li> </ul>	1/1000 以上	
⑯4 防災施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称</li> <li>・施設の材料・形状・寸法</li> </ul>	1/100 以上	
⑯8 地域森林計画の対象となっている民有林の区域の位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界線</li> <li>・地域森林計画対象民有林の区域及び面積</li> </ul>	1/1500 以上	

※1 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記すること。

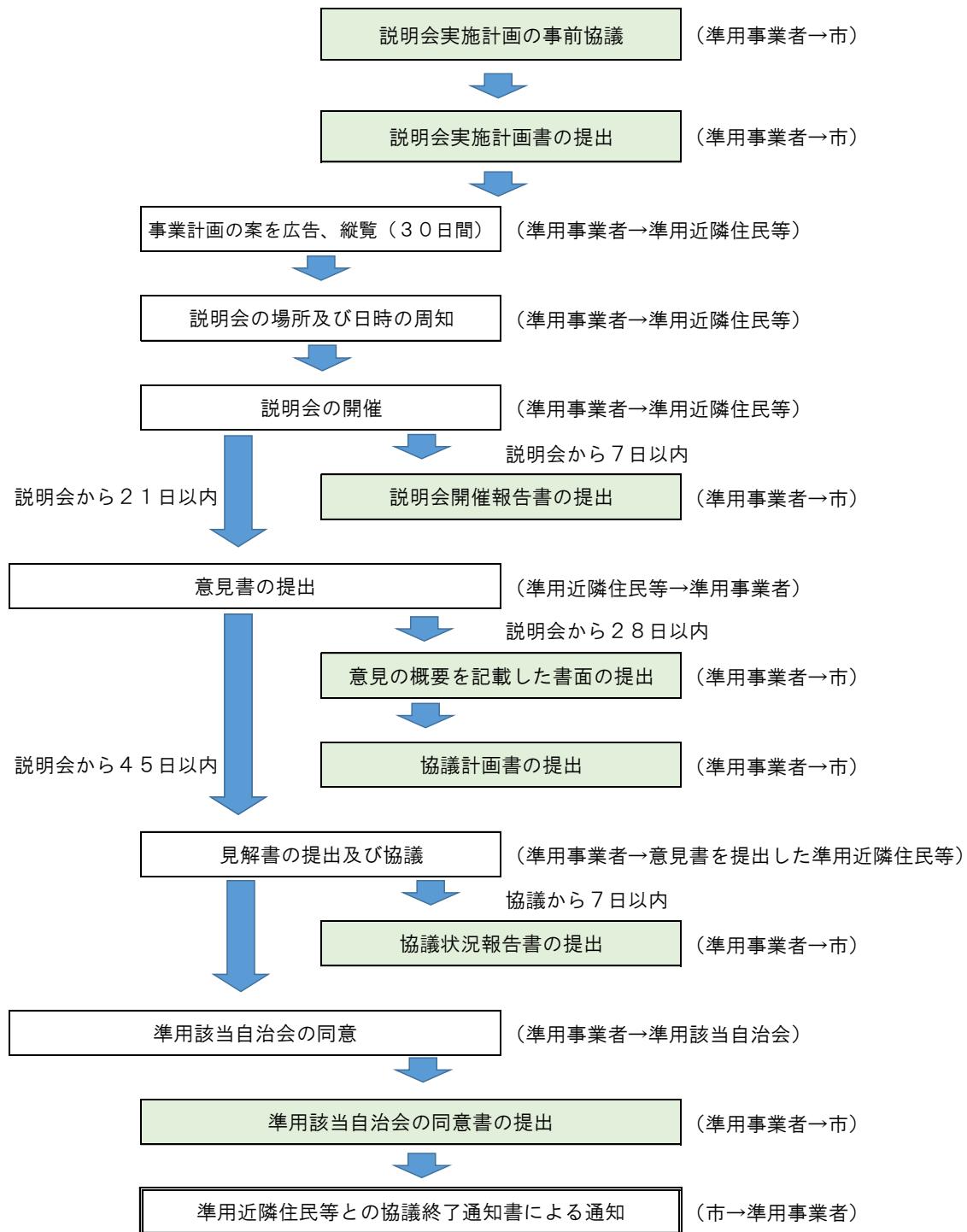
また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。

※2 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。

※市への提出書類（添付書類含む。）については、電子データも併せて提出してください。

## 4 準用近隣住民等との合意形成の手続

### (1) 準用近隣住民等との合意形成の流れ



(2) 市への提出書類

報告書等の種類	添付書類	備考
説明会実施計画書 (別記様式第5号)	説明会で配布する資料	提出部数 2部 (正副各1部)
説明会開催報告書 (別記様式第6号)	説明会で配布した資料 説明会の議事概要及び議事録 説明会の出席者名簿の写し 説明会の対象範囲を示す図面	提出部数 2部 (正副各1部)
意見の概要を記載した書面	意見書の写し	提出部数 2部 (正副各1部)
協議計画書 (別記様式第7号)	協議で配布する資料 意見書の写し	提出部数 2部 (正副各1部)
協議状況報告書 (別記様式第8号)	協議で配布した資料 見解書の写し	提出部数 2部 (正副各1部)

※市への提出書類（原則として添付書類含む。ただし、意見書の写しは除く。）については、電子データも併せて提出してください。

## 5 工事着手の届出

(1) 準用事業者は、準用事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ太陽光発電設備設置の着手届出書等を提出してください。

(2) 市への提出書類

提出書類	添付書類	備考
太陽光発電設備設置の着手届出書（別記様式第22号）	準用近隣住民等との協議終了通知書 事業計画 事前協議書に添付する書類（工事着手の届出時のもの）	提出部数 2部 (正副各1部) ※事前協議書の添付書類全て（事前協議時点から変更がある場合は、変更後の書類を添付すること。また、変更箇所には付箋を貼付し、変更内容及び理由を説明する書類を添付すること。）

※市への提出書類（添付書類含む。）については、電子データも併せて提出してください。

## **6 措置命令等**

この条例の規定に違反した準用事業者に対し、市から是正措置の命令を行うことがあります。

また、上記の措置命令を命じたときや、この条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったときは、準用事業者名及びその違反事実を公表します。



**【お問合せ】**

和歌山市 市民環境局 環境部 環境政策課

TEL : 073-435-1114

FAX : 073-435-1366